

# 第二号被保険者にかかる届出について

**Q1 第二号被保険者とはなんですか？**

A 厚生年金や共済組合の加入者である夫（妻）に扶養されている、26歳以上60歳未満の妻（夫）を国民年金の第二号被保険者としています。

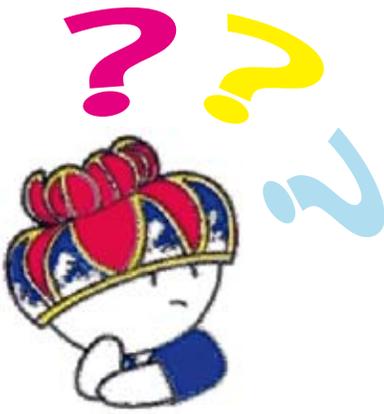
**Q2 第二号被保険者の届出をすると、配偶者（厚生年金・共済組合加入者）の保険料の負担が増えるのではないのでしょうか？**

A 第二号被保険者の保険料は、配偶者の給料からの天引きではなく、配偶者の加入している厚生年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みになっています。

したがって第二号被保険者の届出をしても、その配偶者の保険料の負担が増えるわけではありません。

**Q3 離婚等により第二号被保険者でなくなったときの届出はどのように行いますか？**

A 市町村の年金担当窓口で行います。  
・年金手帳  
・被扶養配偶者でなくなった日を確認できる書類（健康保険・厚生年金等資格喪失証明書など）  
・認印（本人が署名する場合は不要）  
をご持参ください。



## 離婚したときの夫婦間の厚生年金の割合について

離婚したときに、厚生年金の保険料納付記録（加入記録）を夫婦で分割する仕組みが平成19年4月から設けられています。なお、この離婚時の分割には、平成19年4月から実施された「離婚時の厚生年金の分割」と、平成20年4月から実施された「第三号期間の離婚時の厚生年金の分割」の2種類があります。

※分割される年金は厚生年金のみで、国民年金は分割されないことに留意してください。

### ①離婚時の厚生年金の分割

厚生年金の加入期間がある夫婦が離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の加入記録の多い人から少ない人へ、その加入記録を分割できる制度です。

分割の上限は、両者の婚姻期間中の加入記録の合計額の半分までとされます。分割割合は両者で協議して決め、原則、**離婚後2年以内**に厚生労働大臣（年金事務所）に請求します。協議がまとまらないときは、一方の求めによって裁判所が分割割合を定めることができます。

### ②第三号期間の離婚時の厚生年金の分割

厚生年金の加入者（ここでは夫と仮定します）とその被扶養配偶者である国民年金の第三号被保険者（ここでは妻と仮定します）の期間がある夫婦が離婚した場合、平成20年4月以後の妻が第三号被保険者であった期間について、夫の厚生年金の加入記録の2分の1の額を、妻に分割することができます（こちらも原則、**離婚後2年以内**に厚生労働大臣（年金事務所）への請求が必要です）。

なお、①の「離婚時の厚生年金の分割」では、当事者の合意または裁判所の決定が必要ですが、②の「第三号分割」では、第三号被保険者だった人の厚生労働大臣への請求だけで分割が行われます。

また、①の「離婚時の厚生年金の分割」を請求した際に、②の「第三号分割」の対象期間もあれば、同時に「第三号分割」も行われることとなります。詳細については、左記へお問い合わせください。

☎ 年金事務所  
0698-6633-3439